

JDA

NO. 107

平成29年1月30日
発行

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 9-7 兜町第一ビル TEL.03-3668-2788 FAX.03-3668-2789 <http://www.untendaikoukyoukai.or.jp>

謹んで新春を お慶び申し上げます



2017 年

目次

年頭のご挨拶 丹澤忠義会長	2
同 警察庁 櫻澤交通企画課長	3
同 国土交通省 鶴田旅客課長	4
役務提供説明用書面の標準化について	5
通報制度のモデル県トライアルスタート	5
公益事業の進捗状況	6
トピックス	10

会長挨拶



会長 丹澤 忠義

2017年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃より協会運営と組織拡大にご理解とご尽力を賜り、心より御礼申し上げます。

特に昨年中に各支部主催・共催で実施された講習会・勉強会に向けて、地域事業者に参加を呼び掛けた結果、業界の健全化を願う当協会の活動に賛同され、協会加盟された方々が少なからずおられたことに対して、お骨折りいただいた理事、支部長のご努力に深く感謝申し上げる次第です。

さて本年は、われわれ運転代行業界にとって大いなる変革の年となることが予感されます。ご承知のとおり昨年4月、国土交通省は「自動車運転代行業における適正な業務運営の確保に向けた『利用者保護』に関する諸課題への対応方針について」と題する指針を発出されました。このなかで運転代行料金の統一ルール化、随伴用自動車の損害賠償措置、保険等契約失効者への措置、役務提供の条件の確保など、多くの項目にわたって利用者保護の観点から具体的な健全化への方向が示されています。

重ねて、われわれ運転代行業者側が実施すべき活動として、違法行為防止の徹底を図るための街頭パトロールや違法行為防止のキャンペーンの実施、さらに運転代行業界団体から国土交通省への通報制度の導入を検討することと同時に、業界が取り組むべき課題として、業界自らが運転代行業者の健全な育成を図るための業務点検の実施、新規参入者を対象にした指導講習会等の実施を、提言されております。

こうした指針に応え、業界健全化実現を目指すわれわれ運転代行業界として真っ先に取り組むべきことは、指針に示されたさまざまな施策を実現するための体制を、一日も早く築き上げることです。

会員の皆様におかれましては、まず、協会の組織率をあげるとともに、地域の協議会等との連携を図りながら、国土交通省がわれわれに示された諸施策を実施するための協会支部を核とする受け皿となる組織基盤の構築にご尽力賜りたく願い申し上げます。この組織作りができなければ業界健全化実現は夢となりましょう。都道府県各支部長及び会員各位に重ねてお願い申仕上げる次第です。

終わりに、会員の皆様の事業の御発展と御健勝を祈念して、新年の挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

警察庁交通局

交通企画課長 櫻澤 健一



謹んで新年の挨拶を申し上げます。

公益社団法人全国運転代行協会の会員の皆様には、日頃より交通警察行政の各般にわたり、御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴協会におかれましては、飲酒運転根絶の受け皿として、自動車運転代行サービスの向上と普及促進を図るとともに、自動車運転代行業の健全な発展に寄与されてきたところであり、会員の皆様の御努力に深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

さて、平成28年中の交通事故情勢につきましては、死者数は3,904人で、昭和24年以来の3,000人台となり、交通事故発生件数及び負傷者数も12年連続で減少しております。

しかしながら、昨年も交通事故死者に占める高齢者の割合が半数を超え、また、高齢運転者による交通死亡事故が続発し社会的耳目を集めたほか、飲酒運転による悲惨な交通死亡事故も後を絶たないなど、交通事故情勢は依然として厳しい状況にあります。

こうした情勢を踏まえ、警察といたしましては、悲惨な交通事故を1件でも減少させ、政府が目標とする「世界一安全な道路交通」の実現に向け、高齢者の事故防止を始めとする総合的な交通事故抑止対策を一層推進していくこととしております。

現下の厳しい交通事故情勢の中で交通死亡事故等抑止の効果を上げるためには、警察と関係機関・団体が連携を一層強化し官民一体となって取り組んでいくことが不可欠と考えております。

貴協会ににおかれましては、飲酒運転防止に寄与する自動車運転代行サービスに関し、より一層業務の適正化及び利用者の利便性・安心感の向上を図るための施策を積極的に推進していただき、自動車運転代行業の健全な発展を通じて、安全で快適な交通社会の実現に貢献されますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝・御多幸を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

国土交通省自動車局

旅客課長 鶴田 浩久



新年あけましておめでとうございます。平成29年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

運転代行業は飲酒運転撲滅のために大変重要な役割を担っており、貴協会及び会員の皆様が利用者の安全・安心の確保、またそのためのよりよいサービスの実現に向け日々努力されていることに敬意を表します。

国土交通省は、貴協会との意見交換を踏まえ、昨年に「自動車運転代行業における適正な業務運営の確保に向けた利用者保護に関する諸問題への対応方針」をとりまとめました。この対応方針に基づき、これまで随伴用自動車に係る損害賠償措置を定めた標準約款の改正や随伴用自動車の適正な表示に関する告示の改正等の措置を講じてきたところです。

引き続き、この対応方針に基づき、国土交通省は、損害賠償責任共済契約失効者に対する厳正な対応、立入検査等の強化、運転代行用料金メーターのJIS規格化について、取組を進めることとしております。

また、貴協会においては、この対応方針に基づき、代行運転役務の提供の事前説明書面(料金、損害賠償措置等)の標準化、運転代行ドライバー用指導・教育マニュアルの作成、通報制度のトライアルの実施について、業界の自主的な取組として進めていただいているところです。

運転代行業界が、健全な発展と社会的地位の向上を獲得し、真に国民に信頼されるサービスとなるためには、指導的役割をもつ貴協会が、その使命を再認識して頂くとともに、更なる組織の強化と活性化に努めていただくことが重要であり、今後の活動に大いに期待しています。

国土交通省は、引き続き、権限を移譲した都道府県や警察などの関係省庁とも十分連携を図りながら、業界の適正化及び利用者の利便の向上に取り組んでまいります。貴協会にもご協力をよろしくお願いします。

最後になりましたが、自動車運転代行業に携わる貴協会及び会員の皆様方が、この一年、大いに活躍され、一層のご発展を遂げられますことを祈念いたしまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

「運転代行役務提供の条件説明用書面」の標準的書面を作成しました

昨年3月、国土交通省から発出された「自動車運転代行業における適正な業務運営に向けた『利用者保護』に関する諸課題への対策」の中で、利用者とのトラブルを避けるため、料金設定、共済（保険）付保内容をはじめとする、代行役務提供内容を利用者説明するための書面を標準化することを、業界団体として行うよう示唆されています。

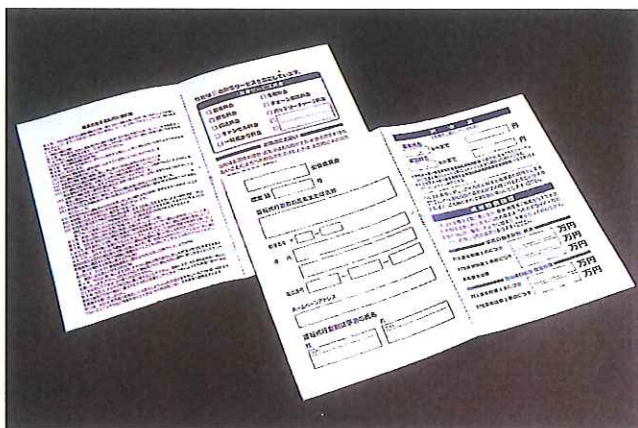
そこで協会、機構の業界両団体では国土交通省の助言のもと、説明用書面の標準化作業を行いました。ただしこの書面の内容は、あくまで役務提供の条件内容を標準化したもので、料金設定等この内容にそぐわない場合は、貴社独自の設定内容に差し替えることはなんら差し支えありません。

●標準化した条件説明用書面をそのままお使いになる場合

1. すでにお手元にお送りした説明用書面を、A4用紙に接客担当従業員人数分を表裏印刷して、（上下切り離して2名分使用可能）、従業員別に必要事項を記入します。

2. お手元のプリンターで必要枚数をコピーしてお使い下さい（プリンターをお持ちでないときは、最寄りのコンビニ等で印刷してください）。
3. それぞれに従業員に持たせて役務提供条件を利用者に説明する際、利用者にお渡し下さい。

●なお、パソコン上でこの書面を協会ホームページから呼び出し、従業員別に必要事項を入力してプリントアウトすることが可能です。



「国土交通省への通報制度」のモデル県（茨城、和歌山、沖縄の3県）におけるトライアルがスタートします

昨年3月発出された国土交通省の『利用者保護対策』のなかで、行政は業界団体に対して、運転代行業者の健全な育成を図るための制度設計のひとつとして「業界団体から国土交通省への法令違反業者等に関する通報制度の確立」を挙げられました。

これを受けて業界団体である公益社団法人全国運転代行協会と公益財団法人運転代行振興機構では、国土交通省の助言のもとにロードマップを作成、これをもとにトライアル実施に着手することとして、昨年11月29日（火）、すでに両法人として機関決定されている茨城県、和歌山県、沖縄県の各支部長を東京に招き実施に向けての打合せ会議を行いました。

会議は冒頭当協会栗原専務理事の挨拶に続き、国土交通省旅客運送適正化推進室因泥室長による「通報制度」の成

り立ちとその役割、機構山城事務局長によるトライアル基本マニュアルの内容説明が行われました。

トライアルの要点は、モデル県各支部において具体的な実施マニュアル（通報制度の仕組み、街頭パトロールの等の実施計画、情報の精査と処理方法等）を作成、これを基に支部において綿密な打合せを行ない、本年1月～3月の実施を目指します。



支部活動報告

全国各支部で地域社会と連携して実施した諸活動をご紹介します。

土浦キララまつり in 「飲酒運転根絶キャンペーン」を協会茨城県支部が主催

8月7日(日)「土浦キララまつり」において、飲酒運転の根絶は土浦からとのスローガンを掲げ、今年も「飲酒運転根絶キャンペーン」を行いました。第一部は、祭會雅連合本部前やぐらの上で土浦市長を始めとする来賓が飲酒運転根絶を訴えました。第二部は、うらら広場の商工会議所のステージで、飲酒運転根絶について県議会議員、市議会議員、副市長、商工会議所会頭が「飲酒運転の根絶は土浦から」と市民に飲酒運転根絶の意義を訴えました。第三部は、お子さんたちに交通ルールに関心を持ってもらうために、「交通安全〇×クイズ」8問を出題し、楽しみながら交通ルールを学ぶイベントを開催しました。



恒例の「宇都宮カクテルフェスタ&ナイト」に協会栃木県支部が参加し飲酒運転根絶を訴求！

9月18日(日)宇都宮カクテル倶楽部主催の「宇都宮カクテルフェスタ&ナイト」に協会栃木県支部(板橋支部長)が参加し、チラシ、ポケットティッシュを配布し飲酒運転根絶を訴えました。ステージ上では、司会者のバー山野井オーナーが、飲酒根絶活動に取り組んでいる協会栃木県支部の活動を紹介、「飲酒後は安心安全な協会加盟の運転代行を利用しましょう」との呼びかけがされました。会場には「カクテルの街宇都宮」とラッピングされた随伴車が展示され、宇都宮カクテル倶楽部代表幹事から「協会のグリーンののぼり旗、イエローのたすきは今やこのイベントに欠かせない光景となり、運転代行はお酒を出す側にとって、頼もしい存在」と、宇都宮観光コンベンション事務局長から「ほかのイベントでもこのような活動をしていただければありがたい」との、お言葉をそれぞれいただきました。



「4支部で行われた秋の交通安全運動」

栃木県支部

9月21日(水)栃木県支部(板橋支部長)は、会員「どりーむ運転代行」の駐車場前歩道において、栃木県自動車運転サービス業協同組合と連携し、「秋の交通安全県民総ぐるみ運動」に宇都宮東警察署の協賛のもと、参加・実施しました。今回は、運動基本にある「子供と高齢者の交通事故防止」に因んで、保育園児には車の怖さを、保護者の方々には運転代行業者の「飲酒運転根絶」に関するチラシ、ポケットティッシュ、警察署からのグッズを配布し、事故防止への協力をお願いをしました。

茨城県支部

9月21日(水)土浦市役所ウララ広場と土浦駅周辺において、協会茨城県支部(中山支部長)は茨城県運転代行協会と協賛し、揃いのジャンパーを着用して、土浦署担当官とともに、交通安全ののぼり旗を掲げ、道行く人々にキャンペーングッズを配布し、飲酒運転根絶を訴えました。

山梨県支部平成28年度 秋の全国交通安全運動の出発式開催

9月21日(水)南甲府警察署が主催する「秋の交通安全運動出発式」に、中央市市長や交通安全協会とともに山梨県支部(田中支部長)が参加し、総勢80名程での「出発式」に引き続き、付近の道路においてチラシ等の配布をするなどして、飲酒運転根絶を訴えました。

協会滋賀県支部が恒例の秋の交通安全運動を実施

協会滋賀県支部(西村支部長)では、例年実施している「秋の交通安全運動」中の活動として、9月21日(水)守山警察署において守山市長、野洲市長が列席のもと、運転代行業者をはじめとする総勢100名が参加し、街頭パトロールの出陣式を行いました。

翌22日(木)は、協会会員がピエリ守山の駐車場において、「交通安全フェスタinピエリ守山」を守山警察署と合同で実施しました。また、この日は、旭化成キャンペーンガールが一日署長となっており、交通ルールや交通事故の現状を警察官やマスコットとともに伝えるほか、SDD全国こども書道コンクール作品

の展示やお試し書道の実施をととして来場者に飲酒運転根絶を訴えました。



協会長崎県支部 秋の全国交通安全運動期間に合わせて交通安全キャラバン出陣式

協会長崎県支部（山口支部長）と長崎県自動車運転代行業連絡協議会は、9月26日（月）から28日（水）の3日間、街頭キャラバンで飲酒運転根絶を訴えました。

初日には、園田裕史大村市長や大村署署員に臨席を賜り出陣式を実施、その後随伴車8台とパトカーで長崎県内全36カ所で行う街頭啓発運動に向けて大村警察署前を出発しました。

随伴車8台とパトカーでオリジナルソングの交通安全ソングを流しながら大村警察署前を出発。その後、延べ80台の随伴車が県内各警察署のパトカーの先導のもと、リレーキャラバンで県内をまわり、各地の商店街や商業施設などで、交通安全、飲酒運転根絶を訴えチラシなどを配布しました。



協会北海道支部は、今年も「第43回池田町秋のワイン祭り」でオリジナルワインで飲酒運転根絶を啓発

10月2日（日）十勝池田町において、「第43回池田町秋のワイン祭り」が5,000人限定で盛大に開催されました。協会北海道支部（樋渡支部長）は、会場で今年も「飲酒運転根絶」及びその受け皿である「運転代行の利用促進」で交通事故防止を含めた飲酒運転根絶に対する啓発活動を行いました。

会場入口ブースには、当協会が後援する「全国こど

も書道コンクール作品」をジェイ・ディ共済協同組合から提供を受け展示しました。



協会北海道支部は、恒例の「飲酒運転根絶・交通安全旗の波作戦」を国道38号線沿いで利用するドライバーに啓発活動を実施

10月6日（木）協会北海道支部（樋渡支部長）は、帯広市東3条南2国道38号線（帯広神社前）で恒例の「飲酒運転根絶・交通安全旗の波作戦」を、帯広警察署員、十勝総合振興局主査の協力のもと、十勝地方運転代行連合会と合同で行いました。今回は、飲酒運転多発地域を選定し、代行随伴車を国道沿いに並べて飲酒運転根絶及び運転代行利用を訴えました。



協会茨城県支部が、「阿見町商工まつり」「さわやかフェア」において飲酒運転根絶キャンペーンを実施

10月23日（日）、阿見町商工会主催『商工まつり』において、町の健康・福祉・環境・産業・消防等の諸活動の告知、町社会福祉協議会・町シルバー人材センターの事業PRイベントである「さわやかフェア」、そして茨城県立医療大学の学園祭である『創療祭』と3つが同時開催されているイベントが行われました。協会茨城県支部（中山支部長）は、県を挙げての飲酒運転根絶の推進に協賛し「交通死亡事故ゼロを目指す運動！」と大きくタイトルをつけたチラシをキャンペーングッズと共に、来場の皆様に配布し飲酒運転根絶を訴えました。



協会栃木県支部は、「宇都宮餃子祭り2016」で 飲酒運転根絶キャンペーンを実施

11月5日(土) 6日(日) 宇都宮市地区の協会加盟業者と県自動車運転代行サービス業協同組合が連携し、宇都宮餃子祭り実行委員会が主催する「宇都宮餃子祭り2016」に、今年も「飲酒運転根絶キャンペーン」の活動を行いました。

まだまだ運転代行業が理解されていない状況を解消すべく、「運転代行を安心して利用していただくための方法」チラシやポケットティッシュに封入された「飲酒運転根絶チラシ」等を交えて運転代行の説明をするほか、展示のラッピングカーに乗車しての撮影や、車内見学を行いました。



交通安全講習会

滋賀県庁と当協会が共催して 運転代行安全運転講習会開催

9月4日(日) 滋賀県と公益社団法人全国運転代行協会の共催で実施された講習会は、滋賀県県土木交通部交通戦略課長名で講習会案内文書が県内全運転代行業者に送付されました。

講習会の主な内容は、国土交通省から発出された利用者保護に関する諸対策の内容に沿って、運転代行標準約款の大きな変更点である随伴用自動車の任意保険加入の義務化、代行表示の徹底等について、また運転代行業者としての自覚を持つようにとの厳しい指摘が滋賀県警察本部交通企画課黒川係長と県交通戦略課奥村主事からもなされました。

協会からは、丹澤会長、霜鳥、加々美理事が参加、業界の健全化をいかに実現するか、そのためには行政

に頼るばかりでなく、業界及び事業者自身が行動を起こすべきと締めくくられました。

茨城県土浦市で 地域社会における交通事故防止のための 交通安全講習会開催

9月6日(火) 協会茨城県支部(中山支部長)は、茨城県運転代行協会との共催で「運転代行の役割と交通事故防止を地域とともに考える交通安全講習会」が開催されました。

この講習会は、各関係機関の協力を得て、地域住民、運転代行業者、飲食店関係者、交通安全協会、その他の団体等を対象に、地域社会における交通事故防止を意図して開催されたものであり、来賓として土浦市長、土浦警察署長ほか県市会議員、県警、所轄交通課係官、運輸支局専門官、茨城県庁交通対策室長が参列する盛大な講習会となりました。併せて協会丹澤会長が列席、運転代行業界の健全化をどう目指すかについて講演されました。



協会丹澤会長 石川県運転代行協会拡大総会で講演

9月12日(月)に協会丹澤会長が講師として招かれ、席上「運転代行業界の現状とこれからの運転代行業業」と題して、現在の業界が抱えている諸問題として人材問題、価格のダンピング、新規事業者の参入、不適正事業者の存在等にどう対処すべきか、こうした閉塞状況をどう打開するかについての方向性について講演されました。

協会栃木県支部で「利用者保護対策に関する勉強会」を主催

10月16日(日) 協会栃木県支部(板橋支部長)主催で、「利用者保護対策に関する勉強会」を行いました。

来賓の、運転代行業界に詳しい参議院議員からは、運転代行が抱える問題を解決し、まじめに事業を行っている優良な事業者にも今後も事業を続けて欲しいと述べられました。

関係事業者の栃木県飲食業生活衛生同業組合理事長、宇都宮タクシー事業者協議会会長の方々から、代行利用者からの厳しい評価や、タクシー業界では過剰台数削減等の自助努力をして事業を運営してい

る。また、業界の適正化には、組合や協会に加入し共通のルールのもとで信頼される事業を行うことが肝心である等の参考になるご意見が述べられました。行政からは、栃木県警察本部係長、栃木県県土整備部主事のそれぞれから、本年10月1日から実施の法令等の改正内容、運転代行業者の遵守事項について説明がなされました。

協会丹澤会長からは、国土交通省から発出された「料金のガイドライン」に注目し、「早急にそれぞれの地域において料金に関する統一ルール化が急務である」として、現状と今後について講話されました。当協会の霜鳥雅一理事と辻哲也理事から、料金の算定概要、通報制度、メーター器のサンプル案内等、事業者が実行しなければならない事項について、行政の方針及びその概要が説明されました。



内閣府主催「交通ボランティア等ブロック講習会」に当協会北海道支部に参加要請

10月13日(木)14日(金)当協会北海道支部(樋渡支部長)に「平成28年度交通ボランティア等ブロック講習会」北海道ブロックへの参加要請があり、樋渡支部長は「運転代行の役割と利用するメリット」、「帯広、十勝で運転代行業が発展している背景」、「全道で運転代行の利用を促進する上での課題と関係者へのお願い」について発表しました。次に、ワーキンググループによる「飲酒運転根絶に向けた環境づくり」について討議された結果、優良運転代行業者のステッカーを貼った代行を見たことがない。を始め運転代行業者に対する厳しいご意見が寄せられました。

協会徳島県支部「あわすだち会」が利用者保護対策について協会会長を招へいし勉強会を実施

11月6日(日)徳島県支部(上原支部長)は協会丹澤会長を招へいし、「利用者保護」に対する勉強会を行いました。

事業者が義務付けられた項目について説明がされた後、「協会は事業者の皆さんの声を行政に届け、行政は運転代行業の適正化のために多くの施策を打ち出してきました。今日の運転代行業の適正な営業を行う環境が整うまでの間、その都度、多くの事業者から『小規模事業者を潰すか』などの批判をいただ

いたが、利用者が安心して利用できる安全な運転代行を実現するためには、これまで手を付けてこなかった方策に着手すること、それを時代が求めている。」と、勉強会を締めくくりました。



協会神奈川県支部は、「2016飲酒運転を根絶しよう！県民大会」に協力

11月10日(木)神奈川県交通安全対策協議会が主催する県民大会に、協会神奈川県支部(霜鳥支部長)が協力団体として参加しました。

主催者の協議会は、年間を通じて「飲酒運転根絶運動」を実施しています。今回は、県民大会として行政と関係団体が「飲酒運転根絶宣言」を行うほか、飲酒運転根絶アクションや関係団体による啓発物品などを配布して、年末に向けての「飲酒運転根絶」を県民に訴えました。

協会神奈川県支部は、行政とタッグを組んで「事業者向け街頭指導」を実施

12月2日(金)協会神奈川県支部は、神奈川県運転代行協会とともに神奈川県庁及び神奈川県警本部に働きかけ、街頭において随伴車両の待機場所に出向き、利用者保護政策において業者が順守しなければならない事項について指導を実施しました。

今回は、初の試みで計10名が参加し、関内駅付近の繁華街を巡回して随伴用自動車乗務員に対し、主に代行運転自動車標識表示(行灯を含む)・受託車両保険への加入・任意保険の加入の有無・二種免許の保有の有無等について確認するとともに資料を配布し指導を行いました。



TOPICS

協会、三和メーターに専用料金メーター製作依頼、 会員が購入の際は、メーカーに優遇措置を要請

昨年3月国土交通省が発出した「利用者保護対策」の中で、代行利用者の利益確保を図るため、運転代行用の料金メーターについて、関係機関に対しJIS規格化を働きかけ、構造や性能に係る技術上の規準を策定することを明示されました。これを受けて2017年度にJIS作成委員会が規格化の検討を開始することになりました。これに先駆け協会ではタクシー料金メーター製作で実績のある三和メーター(株)に開発を要請、多様な料金体系に対応できるように会員によるモニタリングを重ねながら運転代行専用

メーターの製作に着手し、昨年末には代行標準仕様といえる製品を完成、出荷体制を整えました。

製品の特長は

- ①フルカラー液晶の採用で文字がくっきり見える。
- ②多様な料金体系に対応できる。
- ③ボタン操作で追加・割引料金が容易に入力できる。
- ④JIS対応の走行時料金制
 - ・距離料金制・時間料金制・時間距離併用制
- ⑤3種類の時間料金が設定できる。
 - ・時間制の待ち料金・回送時の待ち料金・走行時の待ち料金(JIS対応)
- ⑥外部表示器ウインドサインの表示をメーター操作により明るさを変更できる。

購入ご希望、お問い合わせは協会事務局・竹内まで

●電話：03-3668-2788

●FAX：03-3668-2789



協会沖縄県支部、米軍基地内で代行業務を開始

沖縄に駐留する軍関係者が飲酒した際の帰宅手段として、沖縄県支部(間瀬場支部長)では随伴用自動車が基地内に入出りできる契約を米軍当局と締結し、2月から業務を開始することになりました。沖縄県支部加入6社、随伴車15台、通行証登録ドライバー30名でスタート。県内すべての軍関係施設に立入可能となります。

支部では英会話ができるオペレーターを配置、専用電話で配車の受注を行います。随伴車には料金メー

ターを取り付け、業者毎に料金が異ならないよう、統一した体系でサービスを提供することとします。近年、駐留米軍関係者の飲酒運転事故が相次ぎ批判を呼んでいることから要請に応じました。新崎協会理事(前支部長)は「沖縄では米軍関係者に限らず、外国人の飲酒運転が多い。飲酒運転根絶への運転代行の社会的役割を担いたい。沖縄をモデルに、全国の米軍基地所在地で同じ取り組みが広まれば」と期待を寄せられています。

会員各位にお願い 協会ステッカーは会員の証です
貴社随伴車に必ず貼付して下さい

公益社団法人
全国運転代行協会加盟社

あなたの地域の運転代行利用者の方々に、公益社団法人である当協会の正会員であることを認知していただくために、協会会員であることを示す協会ステッカーを貴社の随伴車全車のリアウインドに必ずお貼りください。協会ステッカーは貴社が法令を順守し、利用者保護に徹している運転代行業者であることを利用者や飲食店に周知するための証です。ステッカーが必要でしたら同封の申込用紙にご記入の上、協会事務局までお送りください。 FAX番号.03-3668-2789 田村まで